⑧～⑪　（略）

⑫　地域課題解決事業の推進

地域において人口減少や少子高齢化が進む中、地域経済牽引事業であって、地域課題の解決に資する事業の成長を支援することで、地域経済牽引事業を促進しつつ、地域の持続可能性の向上を図っていくことが重要である。

こうした地域の課題を解決し、地域への正の外部性を含む社会的インパクトを創出しながら事業の収益性を担保していく企業（以下「ローカル・ゼブラ企業」という。）群の育成の推進には、ローカル・ゼブラ企業群とそれらの創業や成長に必要な経営資源の提供者を地域に呼び込む企業（以下「地域事業づくり会社」という。）が一体となり、地域の持続可能な発展に取り組むことができる地域エコシステムを定着・拡大していくことが重要となる。

このため、地方公共団体は、地域課題の解決と地域の持続可能性の向上を図りつつ、地域経済牽引事業を促進すべく、基本計画上の目標の達成に向けて、ローカル・ゼブラ企業も活用し得る施策の運用に際して、ローカル・ゼブラ企業、地域事業づくり会社及び関係組織との協業等の観点を盛り込むこと等による事業環境整備に取り組むことが有効である。

（略）

ホ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)　地域振興に関する計画等との調和

基本計画及び土地利用調整計画と土地利用関係の諸計画等との調和を保つ観点から、基本計画の作成に当たっては、次に掲げる土地利用関係の諸計画等との調整方針等について具体的に定めるものとする。

①　（略）

②　都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針

(2)　（略）

(3)　市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

①　市街化調整区域における土地利用の調整に関する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域にあっては用途地域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の経済的社会的条件及び災害の発生のおそれを総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、都市計画（都市計画区域マスタープランを含む。）及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を定めることを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないようにするとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設等の集客性のある施設又は住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

③～⑤　（略）

ヘ　（略）

ト　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)　地域振興に関する計画等との調和

基本計画及び土地利用調整計画と土地利用関係の諸計画等との調和を保つ観点から、基本計画の作成に当たっては、次に掲げる土地利用関係の諸計画等との調整方針等について具体的に定めるものとする。

①　（略）

②　都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針

③～⑤　（略）

(2)　（略）

(3)　市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

①　市街化調整区域における土地利用の調整に関する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域にあっては用途地域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の経済的社会的条件及び災害の発生のおそれを総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、都市計画（都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む。）及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を定めることを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないようにするとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設等の集客性のある施設又は住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

⑧～⑪　（略）

（新設）